

海老名市教育委員会

(平成29年 3月 定例会議事日程)

日時 平成29年 3月10日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所701会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 3号 平成28年度社会教育委員会議の結果について
- 日程第 2 報告第 4号 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定に関する「意見の申し出」について
- 日程第 3 議案第 9号 海老名市立今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷小学校用地の一部所管替えについて
- 日程第 4 議案第 10号 第三次海老名市子ども読書推進計画について
- 日程第 5 議案第 11号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第 12号 海老名市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応について
- 日程第 7 議案第 13号 県費負担教職員の人事異動について（非公開事件）
- 日程第 8 議案第 14号 平成29年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について（非公開事件）
- 日程第 9 議案第 15号 就学援助制度関係要綱等の廃止及び制定について（非公開事件）
- 日程第 10 議案第 16号 平成29年度ひびきあう教育推進事業費の各校の配分額について（非公開事件）

海老名市教育委員会

平成29年3月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 2月10日（金） 図書館指定管理者面談
社会教育委員会議
教育委員会2月定例会
- 11日（土） 教育長と語る会（学童保育関係者）
PTA活動研究集会・情報交換会
- 12日（日） 海老名中学校区小中一貫教育説明会
- 13日（月） よりよい授業づくり学校訪問（海老名中）
- 14日（火） 校長との連絡会
新採用教員終了時研修会
- 15日（水） 週部会
ロボットリテラシー出前授業（大谷小）
教育支援委員会
- 16日（木） 最高経営会議
- 17日（金） 校長会への学校予算要望回答
社会教育委員会議
- 20日（月） 教育委員図書館視察（多賀城市）
- 21日（火） 教育委員図書館視察（水戸市）
- 22日（水） えびなっ子しあわせプラン推進会議
- 23日（木） 週部会
社会教育指導員選考委員会
市長定例記者会見
- 24日（金） 市議会第1回定例会本会議（開会）
- 26日（土） 大谷中学校区小中一貫教育説明会
- 27日（月） 模擬選挙出前授業（柏ヶ谷中）
京都府南丹広域振興局来庁
若者支援室相談報告
- 28日（火） 代表質疑市長ヒアリング

- | | | |
|----|--------|--|
| 3月 | 1日(水) | 週部会
海老名高校卒業式
3月校長会議 |
| | 2日(木) | 市議会第1回定例会本会議(代表質疑)
海老名市英語教育推進協議会 |
| | 3日(金) | 中央農業高校卒業式
3月教頭会議 |
| | 4日(土) | 海西中学校区小中一貫教育説明会 |
| | 5日(日) | 新入学児童運動能力測定
柏ヶ谷中学校区小中一貫教育説明会
地芝居2017 |
| | 6日(月) | 一般質問市長ヒアリング
教育課題研究会 |
| | 8日(水) | 週部会 |
| | 9日(木) | 文教社会常任委員会 |
| | 10日(金) | 海老名市立中学校卒業式
教育委員会3月定例会 |

2 教育長職務代理者について

教育長職務代理者については、教育委員会制度の法改正により、平成27年度より、私が指名することとなっています。

私としては、教育委員に年度ごとの輪番制で行っていただきたいという考えで、今年度は、平井照江委員を指名しました。

平成29年度については、岡部二九雄委員にお願いしたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

なお、平成30年度は海野恵子委員に、平成31年度は松樹俊弘委員にお願いする予定です。

平成29年度海老名市教育委員会教育長職務代理者として、岡部二九雄委員を指名します。

以上でございます。



報告第3号

平成28年度社会教育委員会議の結果について

平成28年度社会教育委員会議の結果について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第2項の規定により報告する。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

社会教育法第17条第2項の規定に基づき、平成28年度に開催された社会教育委員会議の内容について報告したいため

1 開催概要 ※○印は、図書館に特化して開催。

第1回 平成28年 6月10日(金) 14:00～16:15 市役所704会議室

- 協議 ①平成28年度社会教育関係事業計画について
②海老名市立図書館について(平成28年度事業計画等)
③学校・地域ネットワークづくり運営委員会委員の選出について
- 報告 ④社会教育計画について
⑤コミュニティ・スクールについて

第2回 平成28年10月11日(火) 10:00～12:15 市役所401会議室

- 協議 ①社会教育関係団体への補助について
- 報告 ②文化スポーツ事業について
③文化財事業について
④学び支援関係事業について
⑤図書館について(上半期の事業実施報告)

○第3回 平成29年 1月13日(金) 10:00～12:00

- 海老名市立中央図書館及び文化会館353多目的室
・中央図書館視察及び管理運営について

○第4回 平成29年 1月17日(火) 10:00～12:00

- 海老名市立有馬図書館及び門沢橋小学校図書室
・有馬図書館、門沢橋小学校図書室視察及び管理運営について

○第5回 平成29年 2月10日(金) 10:00～12:00 市役所701会議室

- ①第三次海老名市子ども読書活動推進計画について
②海老名市立図書館アンケート結果の分析について

第6回 平成29年 2月17日(金) 14:00～16:00 市役所703会議室

- 協議 ①第三次海老名市子ども読書活動推進計画について
②平成29年度社会教育関係団体への補助事業
- 報告 ③文化スポーツ事業報告
④文化財事業報告
⑤学び支援関係事業報告

2 委員

10名、任期：1年(平成28年6月1日～平成29年5月31日)

- ・学校教育関係者…2名
- ・社会教育関係者…4名
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者…1名
- ・学識経験者…3名

平成28年度 第1回 海老名市社会教育委員会議内容

日時：平成28年6月10日（金）

14:00～16:15

場所：海老名市役所7階 704会議室

【出席者】

委員	植松慶子、浦沢禎之、鍵渡香代子、栗山明郎、佐藤よし江、三部雅世、塩地ひとみ、多久島勲、森田壽、山田信江
事務局	伊藤教育長、岡田部長、江成参事、小林課長、吉川課長、西海主幹、内山副主幹、古賀主査、谷田主事補

【議長・副議長の選出】

議長 … 山田委員

副議長 … 浦沢委員

【議事】

1 協議事項

(1) 平成28年度社会教育関係事業計画について

事務局：学び支援課学び支援係事業計画、教育総務課文化財係事業計画、文化スポーツ課事業計画について説明

～質疑応答～

委員：単位子ども会の事業は具体的には何か。

事務局：市内31団体に、会員数に応じて補助金を支出している。

委員：青少年健全育成連絡協議会への補助金額は、各中学校区一律の金額か。

事務局：今年度は、各中学校区一律135,000円。

委員：大谷中学校区では、中学3年生を対象に薬物使用防止についての講演会を実施しているようである。

事務局：各中学校区において様々な事業を実施している。市からの補助金以外にも収入を得て運営している。

委員：家庭教育学級に関する予算が年々下がっている。事業の必要性は高いと思う。

予算が上がると、講師選定のバリエーションが増えると思う。

事務局：運営を担当するPTA会員が事業への出席者を募ることが難しいとの意見が多数ある。また、年間に多くの事業を実施すると負担が大きいの意見もある。他校や他の幼稚園と合同で開催し、講師選定の選択肢を広げて開催する場合もある。予算については、今後、再考したい。

委員：大変だから縮小するという考え方でよいのか。事業の必要性はあり、小学生の

保護者には小学生の保護者に合ったテーマ、中学生の保護者には中学生の保護者に合ったテーマがあると思う。

委員：秋葉山古墳跡地の再利用について提言書を提出したが、その後の進捗状況はどうか。

事務局：あらためて回答する。

委員：相模国分寺・国分尼寺の草むしり作業に参加した。100人ほどの参加者があり、きれいになった。参加者へ飲料・軽食が提供されたが、収入が不足している事業に充当することはできないか。

事務局：相模国分寺・国分尼寺の維持管理について委託契約を締結しているが、使途については把握していない。賄い等は自治会費の中でやりくりしているのではないかと思われる。

(2) 海老名市立図書館について（平成27年度実績報告及び平成28年度事業計画等）

事務局：指定管理者の民間企業ならではのアイデアにより、様々なイベントが展開され、中央・有馬ともに図書館利用者数が伸びている実績を報告。また、平成28年度事業計画について説明した。

～質疑応答～

委員：図書館内に図書館の運営についての意見箱はあるか。最近、苦情等はあるか。

事務局：意見箱は置いていないが、平成27年10月のリニューアルオープン以降、色々なご意見をいただいた。その都度、改善しており最近は落ち着いている。

委員：図書館は意見に対する改善が早い。たとえば、館内に時計がない旨図書館スタッフに伝えたところ、そのときは「館内では時間を忘れてゆっくり過ごしていただきたいため、時計を置いていない。」との説明を受けた。しかし、後日入館すると、1階のトイレの入口に時計が設置されていた。

事務局：最近では、ほとんど苦情等をいただいている。指定管理者と利用者のコミュニケーションがよくなってきている。

委員：他市の小・中学校の図書室と比べて蔵書数が少ないのではないかとの意見を聞いたことがある。児童・生徒が図書に興味を持つような取組みの実施と蔵書を増やしてほしい。

事務局：今年度から2年計画で、学校図書室の蔵書を増やす予定でいる。平成28年度は中学校の図書購入費用として200万円、小学校の図書購入費用として70万円を計画している。

委員：海老名駅自由通路のデジタルサイネージの内容はどのように決定しているか。

事務局：各所管から、放映したい内容を提出している。

委員：図書館の利用方法についてもデジタルサイネージにて周知できないか。自由通

路のデジタルサイネージを上手に活用して、よりよい図書館の利用につなげてほしい。

事務局：内容を工夫するよう指定管理者に伝える。

委員：中央図書館だけでなく、有馬図書館の利用者も増えている。多様な事業を実施していることに驚いた。利用者が増えて良いと思う。

事務局：指定管理者には、図書と関連づけた様々な事業を展開してほしいと思う。

委員：門沢橋コミセンで「うどんづくり」のイベントがあった際に、うどんについて調べたいことがあるとすぐに有馬図書館で調べられるといった調べ学習の循環があった。また、中央図書館において、開館前に図書館スタッフが施設周辺のゴミ拾いをしているところを見た。今後も、良い環境づくりを続けてほしい。

(3) 学校・地域ネットワークづくり運営委員会委員の選出について

事務局：学校・地域ネットワークづくり運営委員会の職務等について説明。

委員：山田委員に決定。

2 報告事項

(1) 社会教育計画について

事務局：平成27年11月に策定。目標、計画、基本施策について説明。

(2) コミュニティ・スクールについて

事務局：コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置している学校のこと。海老名市においては、東柏ヶ谷小学校から学校運営協議会の設置について申請がある予定。

委員：「おらが学校」という教育長の言葉のとおり、子ども達が地域と融合できるような学校づくりをしたい。東柏ヶ谷小学校は、元々、地域との結びつきが強く、様々な団体に学校施設を開放している。学校応援団の力を借りて、学校と地域の融合を図りたい。コミュニティ・スクールの説明会を7/27に実施予定。学校と社会教育が両輪となっていく必要がある。

委員：学校応援団は最近組織化されたこと。自治会や学校だより等ではあまり触れられていない。良い取り組みだと思うので、もっとPRしてほしい。

事務局：学校応援団は、組織化されて今年度で2年目。5年ほどかけて定着させたい。地域の皆様の力をぜひお借りしたい。

委員：地域の力は必要である。

委員：青健連では、学校応援団について周知している。

委員：自治会によって、認知度が異なっている。

委員：PTAでも応援団に関する認識は、一般の会員と会長や副会長等の役員等ではある程度の開きがある。PRに努めたい。

委員：東柏ヶ谷小学校の応援団の活動発表を観たが素晴らしかった。他の学校応援団も素晴らしいと聞いている。

委員：現在、学校応援団は小学校を対象としている。中学校についてはどうか。高校で実施する避難訓練を、地域と一緒に実施しているところもある。

事務局：中学校については、学校評議員の数を増やして組織し、コミュニティ・スクール化しよう考えている。小学校との違いは、部活動があり生徒が忙しい。災害対策については、「いのちを守るための学習計画」を策定中である。当初、「(自分の)いのちを…」と、(自分の)という表記だったが、計画の作成委員会において、他の人のいのちも守りたいという意見があり、(自分の)という表記を外した。

(3) その他

事務局：7月2日（土）海老名市総合教育会議開催についてお知らせした。

平成28年度 第2回 海老名市社会教育委員会議内容

日時：平成28年10月11日（火）

10:00～12:15

場所：海老名市役所4階 401会議室

【出席者】

委員	植松慶子、鍵渡香代子、栗山明郎、三部雅世、 塩地ひとみ、多久島勲、森田壽、山田信江
事務局	伊藤教育長、岡田部長、金指次長、江成参事、小林課長、西海主幹、 押方係長、内山副主幹、尾形主事、谷田主事補

【議事】

（1）報告事項

- ①文化スポーツ事業について
- ②文化財事業について
- ③学び支援関係事業について
- ④図書館について

①中間報告（動物ふれあい推進事業、大会・教室等実施事業、屋内プール無料開放事業、芸術文化育成事業、等）

～質疑応答～

委員：事業の予算・費用についてもお聞きしたい。

事務局：最終的なものについて、次回会議で報告させていただく。

委員：スポレクには大変多くの子供が参加していて驚いた。

夏休みのプールの利用が減少しているようだがどうしてか。ビナスポの開放は考えているか。

事務局：夏休みのプール開放については、社会教育の部分で、少年少女スポーツクラブや子ども会、えびなっ子スクール等が充実して選べるようになった、ということでプール利用が減少していると考えられる。夏休み中20枚の券を配っているが、使い切れないという意見をきくことから、プールに行きたくても行く時間がない子どももいると思われる。現在協議中だが、期間の延長や通年使えるようにする等、手法を考えていきたい。2点目のビナスポについては、設置の主旨が中高年の健康維持増進という面が強く、そちらにあった運営をしている。そのため、夏休みの開放は考えていない。

委員：ビナスポの利用状況はどうか。

事務局：あらためて回答する。

委員：私もよく利用するが、毎回利用者が増えている印象。マシンは待たなくては使えないものもあり、子どもも利用するのは難しいと感じる。

委員：高齢の施設に子供が入ると活気がでる。コミュニティーとして考えると、ふれあいの場としての施設になっていいと思う。

事務局：参考にさせていただく。

委員：ポニーが色々なところで活躍していますが、病気はしないのか。費用はどうしているのか。

事務局：現在、ポニーが活躍する事業が多くある。2頭のポニーでは疲れてしまうため、健康状況を考え、指定管理者ハーモニーから2頭、計4頭で頑張っている。費用については、昨年から指定管理者に変えたことにより、利用者が増え、採算もとれている。病気もよく診てもらっている。

②中間報告（温故館維持管理、文化財保護事業、文化財活用事業、倍增文化財調査事業、文化財保存整備事業、市史編纂事業、等）

～質疑応答～

委員：浅井の水とはなにか。

事務局：国分北にある、崖地から水が湧いている部分。

委員：工事が進むと、道路への浸水は解消されるのか。

事務局：崖から永池川へあらゆる方向に流れているので、浸出する自然の水を止めることはできない。

委員：小学校3年生が温故館を利用している。実際に見て聞いて体験でき、子どもたちは大変喜んでいて。出張展示もとても良い。

事務局：小学校3年生で昔の暮らしを学習する。できるだけ多くの学校に温故館をご利用いただきたいが、来られない場合は出張展示も行っている。小学生の間に1度は実際に来ていただければと思っている。

委員：秋葉山について、道沿いに枯れ木がある。倒木の危険もあるので伐採して頂きたい。

事務局：すぐに確認に行く。

③中間報告（あそびっ子クラブ、まなびっ子、えびなっ子スクール、家庭教育学級、いきいきセミナー、等）

～質疑応答～

委員：えびなっ子スクールについて門沢橋小学校の参加が少ないようだが。

事務局：他の学校と異なり、開催が夏休みの終わりごろだったことも関係していると考えられる。参加人数につきましては地域によるところもあり、一概に多いから少ないからどうだとは言えない。

委員：えびなっ子スクールの門沢橋小学校、保護者ボランティアが0というのはどうしてか。

事務局：保護者ボランティアを大勢必要としない内容で、学校応援団のみで運営できたため。

委員：地域の特徴があり、学校で面倒を見てもらわなくても大丈夫という環境であるということもあると考えられる。

委員：まなびっ子について、学校ごとに開催日数が決まっているのか。

事務局：場所が提供できるか、支援員の協力が得られるかという2点が課題になり、週1回程度の開催で各学校にお願いしている状態。中新田小学校では、熱心に協力して頂けているので開催日数が多くなっている。

委員：たくさん来る方が良いのか、こないほうがいいのか。家や地域で居場所があればそれはそれで良いと思う。地域により特性があるので。

委員：えびなっ子スクールの内容は非常に良いものです。子どもたち全体に体験させたいものが多くあります。

委員：あそびっ子について、窓口がわからない。

事務局：パートナーあるいは学び支援課にご連絡を。

委員：家庭教育学級について。もっと活発に開催したい。また、携帯・スマホについては必ずどの会でも問題として議題に上っているため、家庭教育学級の1本として、文化会館等で合同で良いので講座を行うのはどうか。

事務局：学びという意味で、人とつながることが大切。これだけの情報社会で何かをその場で身につけさせようという活動は必要ないとする。ケータイ・スマホを買い与えるのは親なので、自分達やPTAがその資料や講座を行うべきかと思う。お子さんが小学生のうちに市教委ではケータイ・スマホの情報や資料提供を親に行っている。家庭教育学級に望むものは、多くの人が集まって繋がりを持てる研修会と考える。教育課題は様々あるが、その中の何を伝えるか、それは地域の人とのつながりを作る、それに尽きる。そのような考えで家庭教育学級を考えなくては、限られた人が来て、限られた講座になってしまうのではないかと考えられる。

委員：チューリップの会というボランティアで保育してくださる方を家庭教育学級で復活できないか。

事務局：保健福祉部と検討する。

④中間報告（上半期利用状況、事業実施状況、等）

～質疑応答～

事務局：上半期の利用状況について。26年度比、中央図書館は貸出者数約1.5倍、貸出冊数約1.3倍。有馬図書館は貸出者数約1.3倍、貸出冊数約1.2倍となっている。また、中央図書館リニューアルオープン後の状況について、入館者数697,322人となっていること等を報告した。主な企画や取り組みについて、公共施設への除籍図書提供や椅子の増席、時間制導入等を紹介した。

（2）協議事項

- ・社会教育関係団体への補助について

海老名市の社会教育関係団体と補助事業の概要について報告。

～質疑応答～

委員：子ども会の補助について、活動状況等についてどのように報告させるのか。

事務局：申請の段階で年間計画や予算を提出いただき、事業終了後に領収書や報告書の提出をいただいている。

委員：補助対象の団体数、金額は変動があるか。

事務局：青健連とPTAが若干増えている。

4 その他

- ・成人式について（進捗報告）

～質疑応答～

委員：還暦式と成人式、今年は同時ではないのか。

事務局：還暦のイベントをできれば外で実施したいということで、暖かい時期の3月を予定している。そのため、別々の実施となる。

委員：成人の増減はあるのか。

事務局：平成28年と比べると少し増えている。現状小学校では各学年1200人ほどいる。そういった意味では今後大きな変動はないと思われる。

委員：今年度の幼稚園入園者数は過去最高とのこと。

閉会

平成28年度 第3回 海老名市社会教育委員会議内容

日時：平成29年1月13日（金）
10：00～12：00
場所：海老名市立中央図書館及び
文化会館 353 多目的室

【出席者】

委員	植松慶子、栗山明郎、佐藤よし江、三部雅世、塩地ひとみ、森田壽、山田信江
事務局	伊藤教育長、岡田部長、金指次長、小林課長、西海主幹、古賀主査、谷田主事補
指定管理者	平本館長補佐、他2名

【議事】

- (1) 海老名市立中央図書館視察
- (2) 海老名市立中央図書館の管理運営について

- (1) 海老名市立中央図書館視察（指定管理者が解説）

1階→2階→3階→4階→地下1階、
（事務室、学習室、司書作業室、閉架書庫含む）

1階

リニューアル前は地下1階が閉架書庫、1階から2階が開架で、3階が学習センター、4階がプラネタリウムであったため、約30万冊の蔵書がありながら約10万冊しか開架できていなかった。しかしリニューアル後は地下1階から4階まですべて書架フロアとし約20万冊が開架出来るようになった。

現在、図書館内にはカフェと書店が入っている。何故図書館に書店やカフェを併設するのか、というご意見を頂く。これは、図書館では入りにくい資料、特に雑誌などを多く提供できるようにするため（館内であれば新刊本も自由に閲覧可能）の方策として導入している。購入できる書籍と図書の区別は本棚を見るとわかるよう工夫しており、枠が白い本棚が購入可能で枠が黒い本棚が蔵書となっている。本を借りてみて、面白かったからその著者の本を買ってみようという人もいっしょり、読書の裾野が広がればうれしい。

イベントスペースは、他の図書館や施設では区切られた会議室等で開催されるクローズド型が多いが、当館では、あえてオープンにし見える化を図り、よ

り多くの利用者様の目に触れ、興味を持ち 参加できるようにしている。

デジタルサイネージは館内 10 ヶ所に設置している。

2階

このフロアではカフェの音楽も小さく流し、明るく書店のような雰囲気の本を選べるようにし、普段図書館へ来ない人も足を運びやすいようにと考えている。中央図書館で採用しているライフスタイル分類は料理や旅行や趣味実用、ファッション、住まいといった生活に身近なジャンル分けを行っている。また特徴として、関連情報の提供も、例えば建築の分類では、建築の専門書籍以外にもコミュニティ形成や地域デザイン等の本を置き、建築に関わる新たな発見や気付きも得られるようにしている。

2階のテーマ棚では昨年 10 月から日本全国の地方・地域情報コーナーを設けており、リトルプレスやフリーペーパーを各自治体等から集めて展開している。

事務室

図書館では毎月運営テーマを決め、そのテーマに応じて行動目標を作っている。ちなみに 1 月のテーマは「読書熱 ポッカポカ」。また「利用者の声」を一日の業務終了時に集め周知し、改善に向けて取り組んでいる。

3階

学習室は南側学習室 48 席、北側学習室 69 席となっている。一人一人の区切りがないオープンなスタイルで展開しているが、集中できないという声はあまり聞かない。

郷土資料コーナーでは、海老名市の郷土かるたを紹介したり、海老名や近隣の地域情報を発信している。

司書作業室

この部屋では新刊や寄贈本の装備、また傷んだ本の修理修繕、予約本の取り寄せや選書会議などを行っている。

4階

ちょうど職場体験の中学生が図書の整理を行っている。1 月～2 月は職場体験が集中し、市内の中学校から毎週 2, 3 名の生徒さんが体験学習に訪れている。

4階は他のフロアとは完全に分かれているため、利用する子供が大きな声を出しても他フロアへ漏れ聞こえないようになっている。この構造により、保護者の方が絵本等の図書を子どもへ読み聞かせることも、保護者同士の交流を行うことも活発に行われている。

また中央に絨毯部分があり、年輪のように本棚が設置されている。図書は絵本等幼児向けのものが内側にあり、本棚の高さを幼児用に低くしている。外側に行くにつれて対象年齢があがり、壁際には調べ学習ができる図書が配架されている。図書は時期や学校の学習進行に合わせて入れ替えている。また、自動

貸し出し機があり、子供が自分で本の貸し出し手続きができるようになっている。テラスには遊具とテーブルがあり、この部分は軽食が取れるようになっている。

イベントは、プラネタリウムを年に2, 3回上映している。また、おはなし会を年齢別に行っている。ボランティア団体としておはなしたまてばこさんが月2回素話を行い、小学生に大盛況となっている。

発災時に使用する非常口は外階段もあり、複数の避難経路を確保している。避難訓練は年2回行っている。

地下1階

文学文芸が中心となっており、無音で落ち着いた大人の隠れ家のような雰囲気フロアとなっている。リニューアル後しばらくは持込み学習をする場面も見受けられたが、現在は利用者の理解のもとスムーズな運用が来ている。

閉架書庫

約10万冊を管理している。紙芝居のほか、4階に入りきれない児童文庫があり、利用者の求めにより司書が出し入れしている。

(2) 海老名市立中央図書館の管理運営について

- ・管理運営状況について解説。
- ・中央図書館のコンセプトは「多様性と可能性を育む」。これに沿ってイベントを企画している。落語の講座は、意外にも子供も楽しんで人気が高かった。
- ・それぞれの利用者の学びや興味のきっかけ作りに一役買えるようなイベントを今後も展開していきたい。
- ・検索機の使い方が年配の方に浸透していないことから、2週間に1度iPad使い方講座を開催している。司書が館内検索等利用方法に合わせてアドバイスをしている。
- ・図書館についての利用者様の声や改善策等は職員が毎週会議を行っている。
- ・アンケートには「本を読む機会が増えた。」「勉強するようになった。」と意見を頂いており大変喜ばしく思っている。今後もより良いサービスが提供できるよう努力していきたい。

～～質疑応答～～

2F

委員：二階の座席は時間制限を設けているか。

指定管理者：現在は設けていない。

3F

委員：避難所としての機能はどうなっているのか。乾パンや毛布の備蓄はある

のか。

指定管理者：文化会館と中央図書館が一時滞在所となっており、文化会館に備蓄している。

委員：座席をもっと増やせないか。

指定管理者：リニューアル後席数を増やした。館内に約 400 席。これ以上はスペース的に難しい。

委員：独自の配架をしているが、今も探しにくいという声はあるか。

指定管理者：一部ある。1 年経過し、慣れた方も増えたが 10 月以降も新規利用者様が多く、その声はある。

B 1

委員：常駐スタッフはいるのか。

指定管理者：いない。（後段で改善方法について記述）

会議室

委員：年中無休 9-21 時で開館しているが、職員の休暇はちゃんととれているのか。職員は市内在住が多いのか。

指定管理者：月 8～10 回の休日。8:00-17:00 の早番、13:00-22:00 の遅番など、シフトも工夫している。職員は市内が 3 割弱、県央としてみると 7 割。

委員：年末年始の利用状況はどうか。

指定管理者：他館が休館しているため、受験を控えた学生が多い。年末 1 日平均 2500 人前後の来館だった。

委員：元日勤務はどのように決めているのか。

指定管理者：家庭のある職員もいるので若い職員等を中心にシフト調整をしている。

委員：本の販売はどうか。

指定管理者：ビジネス書や政治経済の注目が高いようで販売数が増えている。

委員：市民の利用が 5 割となっているが、アピール不足なのではないか。せっかく良いイベントを開催しているので、もっと海老名市民の参加が増えたらいいと思う。

指定管理者：たしかに「図書館に来てみたらイベントをやっていたので参加してみた」という意見も多く耳にするので、改善していきたいと思っている。デジタルサイネージも 20 秒で入れ替わるので、その瞬間に目にしないと気づけないということがある。まだ広報が十分でないと感じているので告知方法は市とも相談し改善していきたい。

委員：1 F で販売している本を読むことができるのはとても良いと思う。しかし、読んでいるときに折れたり汚したりしてしまったら、販売本としてダメになっ

てしまうのではないか。

指定管理者：購入前の本の汚れは利用者様には負担のかからないように対応しているが、そのようなことは今までほぼ起きていない。

委員：B1の高いところの本が自力では取れない場合はどうしているのか。呼び出しボタンがあるとよいのではないか。

指定管理者：自動貸し出し機をB1に設置できないか検討している。併せて、貸し出しの際に呼び出しボタン等なんらかの方法で1Fと連携が取れないか検討したいと考えている。

委員：「題名はわからないけれど、このような本が読みたい」という相談をしたら、リニューアル以前は司書さんが探して見繕ってくださったが、現在はそのようなサービスもしているのか。

指定管理者：行っている。各階にレファレンススタッフがおり、内容をお聞きし資料を探している。特に学術書の多い3Fにはベテランスタッフを配置しており、またイメージが漠然で選択肢が多い場合には書架にご案内して、利用者さんの時間が許すかぎり相談に乗っている。どのようなレファレンスがあったかは事務所で共有し、次回に活かせるよう努力している。

委員：人気のある本は100人待ち以上になると伺ったが、1冊しかないのを待ちきれない場合は複本にするなど改善はできないのか。

指定管理者：予約数が多くても、基本的には複本はしない方針だが、例えば小説であれば1冊に対し30名ほどの予約が入った場合は追加購入を検討し、場合によっては中央図書館と有馬図書館で1冊ずつ購入し、2冊にするという方法をとっている。ただ一方で「この本を2冊いれるなら、図書館として専門書をもっと増やすべきだ」等のご意見もいただくので、一時的に予約数が増加したからといってすぐに複本にはしていない。また、予算にも限りがある。あくまで選書は海老名市で決めている選定基準に基づき有馬図書館と共に行っている。

委員：人気本について、人気のあるものは一度読んですぐいらなくなる人が多い。なので、寄贈によって複本にするのはどうか。

指定管理者：寄贈については、あらかじめ希望者からリストを頂き、必要なものを寄贈していただくようにしている。足りない本リストを掲示して、寄贈を受け入れるのは参考にしたい。

委員：返却されない時はどうしているのか。

指定管理者：1日3時間は督促電話を掛ける業務を行っている。

委員：延長についてリニューアル以前は何度も可能だったが、現在は1度しかできない。なぜか。

指定管理者：現在の運営は、延長して最大4週間貸し出しとしている。選書して蔵書としたものは、多くの人の目に触れてもらいたいと考えているため、延

長は 1 回までという方針で運営している。延長手続きはインターネットや電話で受け付けている。

委員：イベントはとても内容が良くていいなと思っている。どうやって企画しているのか。

指定管理者：アンケートでどのようなイベントが望まれているか調査している。利用者の声が多いものを取りいれており、プラネタリウムを定期的に行うのもアンケートに基づいてのこと。また、中央図書館のコンセプトとして「多様性と可能性を育む」というものがあるので、学ぶ・刺激をうけるワークショップ等を館長やイベント担当者が中心となって考えている。他には、月ごとの催事に合わせた企画も行っている。

以上。

平成28年度 第4回 海老名市社会教育委員会議内容

日時：平成29年1月17日（火）
10：00～12：00
場所：海老名市立有馬図書館及び
門沢橋小学校図書室

【出席者】

委員	植松慶子、栗山明郎、佐藤よし江、三部雅世、塩地ひとみ、森田壽、山田信江
事務局	伊藤教育長、岡田部長、金指次長、小林課長、西海主幹、古賀主査、谷田主事補
指定管理者	松田館長、他2名

【議事】

- (1) 海老名市立有馬図書館の管理運営について
- (2) 海老名市立有馬図書館視察

(1) 海老名市立有馬図書館の管理運営について

- ・指定管理者導入の流れと海老名市立図書館運営について。

指定管理制度とは、サービスの向上を目的とし、運営責任は指定管理者となる。平成23年からTRCが業務委託を受け、選書等を行ってきた。平成26年から指定管理となり、今に至る。TRCが有馬図書館・市民図書室・学校支援を行い、CCCが中央図書館と配送業務を行っている。海老名市とは毎月モニタリングを行い、報告、協議をしている。TRCとCCCでは毎週選書会議やサービス策定、問題共有の場を設けている。

- ・有馬図書館の事例について。

「海老名の米と酒」という地元企業の取り組みを紹介する講座を実施しており、閉館後に試飲会も行った。他にも地域の情報を発信するイベントを多く開催している。「郷土を歩く」等、有馬図書館は地域に根差した図書館として、郷土もののイベントを多く取り入れており、親子で楽しむイベントも多い。さらに、大人の朗読会も開催しており、読み聞かせボランティアの育成にも励んでいる。また、バリアフリー映画会を企画し、障がいのある方にも楽しんでいただける映画の上映も行っている。

・学校図書支援事業について。

市内全 19 校に学校司書（図書支援員）を配置し、学習情報センター機能・読書センター機能の強化を図っている。図書支援員はそれぞれの学校に専任となり、週 2 日訪問する。学校図書館では NDC 分類の講座を行い、図書館の使い方を生徒に教えている。また、読み聞かせや展示など図書室の環境整備、授業で使う本を集めるなど授業支援を行っている。生徒たちには読書通帳を配布し、読書の充実感・達成感を得られるよう工夫している。日常多忙な教員との連絡連携を円滑にするため「図書支援依頼メモ」を用い、授業に必要な本や相談を受け付けている。図書支援員を配置してから学校図書室の利用者が増えている。本を読む楽しみだけでなく、学習支援としての図書館を目指していきたい。

（2）海老名市立有馬図書館・門沢橋小学校図書室視察

門沢橋小学校の図書室には現在約 6800 冊の蔵書があるが、学校図書の標準は 1 万冊であることから、蔵書を増やしていく必要があると感じている。図書支援員は前述したとおり貸し出しのサポートだけではなく、選書の提案や教員へのサポートも行っており、学習に応じた本を集めて貸し出している。職員会議で「支援員の活用方法」をオリエンテーションしている。例えば、門沢橋小学校では授業の一環として低学年は月に 1 回程度有馬図書館に来館し、本を借りて読むことをしている。

図書室にはコルクボードを設置し、情報を一か所にまとめ生徒が見やすいよう工夫している。その中には、有馬図書館の情報も掲載している。また、図書館ボランティアも月に 1, 2 回環境整備活動を行っている。学校には図書担当職員がいるが、図書室に常時いられるわけではないので図書委員会の生徒が貸し出しを行っている。より一層図書室利用を進められるよう努力していきたい。

～～質疑応答～～

有馬図書館について

委員：ナイトシアターの対象はどのような方か。コミセンでのシアターは少なく、開催されても 60 分～90 分の短編である。

指定管理者：主に大人が対象だが、子供の参加もある。

委員：コミセンでシアターを行うにあたり、有馬図書館を参考にさせていただいたが、内容を決めるのが難しい。どのように上映内容を決めているのか。

指定管理者：アンケートを行っている。名作系を望む声大きい。上映権の問題があるため、それを踏まえて上映内容を決めている。

委員：海老名市でシアターを安定して行っているのはここだけ。図書館とコミ

センが接している環境が素晴らしいと感じている。子どもの来館がとても多くて良い。

指定管理者：ありがとうございます。

委員：中央図書館と有馬図書館で運営母体が CCC と TRC と異なっている。運営で難しいことはないか。

指定管理者：CCC は、外部への広告を打ったり情報発信を行ったりする部分でとてもノウハウが豊富。TRC は図書が主なため、図書館についてや書籍について広く周知させられる CCC の技術がとてもありがたく感じている。お互いに良いところを出し合って協力できている。中央図書館は今まで図書館になじみのなかった方々に親んでもらいやすく、有馬図書館は郷土資料が多いことから調査研究に使う方が多いなど、利用者や目的に応じて対応できている。

委員：利用時間の制限などあるのか。中央図書館では学習スペースで導入しているが。

指定管理者：有馬図書館には学習スペースが少ないが、コミセンにも学習室があるため、今まで混み合って使えない状況は発生していない。

委員：指定管理が 5 年契約だが、管理会社に変更になることは今後考えられるのか。他の業者も応募があったか。

教育委員会：応募は TRC と CCC の共同事業体 1 社だった。これは、図書館の改修も含めての募集だったため、市で提示した選定基準を満たしたのがここだけだったためと考えられる。

委員：私の知らない事業があった。もっと図書館の企画やイベントについて PR してもらいたい。図書館に行って調べずとも、インターネットで簡単に情報が手に入る時代になっている。しかし「百聞は一見に如かず」自分の目で見て紙を捲って調べる経験は大切だと思う。そういったアピールをもっと行った方が良い。とても良い講座を沢山行っているのにもったいない。最近行われた講座では、料理の講座がすごく良かった。地元の農業を紹介するとともに農家さんと中央農業高校と協力をして地元野菜を使っただけの講座となっており、市に根差した内容なところがすごく良かったと思う。

指定管理者：アンケート結果で「知らなかった (17%)」「参加したことがない (66.7%)」と意見を頂いており、PR がまだまだ足りないと認識しているので、広報えびなども連携して周知に努めていきたい。

委員：明るい窓から光が差して、本棚に光が差してすごく見やすかった。気持ちの良い空間となっていて、本が読みたくなる。しかし、日が差すということは、本が焼けたりしてしまうのではないか。

指定管理者：光が強いときはブラインドを下ろすことで調節している。本が焼けるのは確かにある。今後ダメージカットガラスにできないか検討中である。

委員：とても落ち着いた良い図書館なので、この雰囲気は今後も保っていただきたい。

指定管理者：ありがとうございます。今後も環境整備に努める。

委員：「福島民友新聞」が所蔵されていた。何故。姉妹都市の新聞も入れたらどうか。

指定管理者：出版社から復興関連で寄贈された。新聞はないが、姉妹都市の本や資料も勿論所蔵している。

委員：目当ての本がすぐ見つかる。小さな図書館は小さいなりの良い点が多くある。

委員：私は、本はコレクションしたい派なので、図書館は勉強に利用するイメージを持っていたが、図書の分類法は複数あり、国によって異なったりする。勉強だけでなく、図書館毎の特色を知って楽しむのも良いと感じる。

指定管理者：有馬図書館ではNDC分類を採用しており、分類法について学校でも教えている。分類は様々あり、図書館の特色に応じて配架され、同じ分類法でも少し異なる配置になっている。

委員：以前子供たちで「うどん作りをしよう」ということになった際に、こちらを利用させていただいた。子どもたちは「うどんを作るには粉が必要で、どのような種類があるのか。」キッズコーナーで調べ、調理室でうどんを打った。キッズコーナーは靴を脱いで上がることができ、リラックスして自由に調べ物をできる空間となっている。調理室も同じ館内にあるため非常に便利だった。子どもたちが外で発見したものをコミセンで広げ、図書館で図鑑を借りて調べることができる。図書館とコミセンの複合施設の良いところが十分に発揮されている。

指定管理者：ありがとうございます。今後もそれぞれの良さを活かして運営していきたい。

委員：テーマ展示では「1月11日は有馬図書館 犬の日」という名目で愛犬写真展示が行われているが、市民から寄せられた写真を見ていたら、もちろん近隣住民も多いが国分北など遠いところからも投稿されていて、市内全域から利用者が来ているのだと見て取れた。

指定管理者：遠くからいらっしゃる方も多い。次は「猫の日」をテーマに展示するので、また多くの方から写真やコメントが寄せられるのを楽しみにしている。

委員：中央図書館では職場体験に中学生が来ていたが、有馬図書館でも受け入れているのか。

指定管理者：ちょうど職場体験の中学生が来ている。職場体験をした生徒さんからのおすすめ本コーナーも設置しており、人気のコーナーとなっている。

学校図書館について

委員：学校図書室に行く機会があり見学させていただいたが、学校図書室はとても素晴らしかった。月々の本のピックアップ展示も良い。学校でも図書館の利用や調べ方など知らせる仕組みづくりが大事だと思う。

指定管理者：小学校では、学校図書室の使い方を生徒にオリエンテーションしている。また、先生にも図書支援員の活用方法を周知しており、学習に応じた本の貸し出しサポートや選書の提案も行っている。門沢橋小学校では、授業で有馬図書館に来館し、本を借りて読むというものがある。本を読む習慣をつけるために低学年は月 1 回程度行っている。

以上

平成28年度 第5回 海老名市社会教育委員会議内容

日時：平成29年2月10日（金）

10:00～12:00

場所：海老名市役所701会議室

【出席者】

委員	植松慶子、栗山明郎、佐藤よし江、三部雅世、塩地ひとみ、森田壽、山田信江
事務局	伊藤教育長、岡田部長、金指次長、小林課長、西海主幹、和田主幹兼指導主事、古賀主査、谷田主事補
指定管理者	谷一統括館長、高橋館長、松田館長、山本マネージャー
傍聴者	4名

【議事】

- (1) 第三次海老名市子ども読書活動推進計画について
- (2) 海老名市立図書館アンケート結果の分析について
- (3) その他

(1) 第三次海老名市子ども読書推進計画について

事務局より：

海老名市では、平成19年3月に「第一次海老名市子ども読書活動推進計画」を策定し、子ども読書活動の推進に積極的に取り組んできた。「第三次海老名市子ども読書活動推進計画」を現在策定中で、平成29年度から平成33年度の5年間施行予定である。この「第三次海老名市子ども読書推進計画」について、次回社会教育委員会議までに目を通していただき、委員の皆様から意見を頂きたい。

(2) 海老名市立図書館アンケート結果の分析について

I. 海老名市立中央図書館アンケート結果および対策

指定管理者より：

今回のアンケートは2016年9月17日～10月9日に行った。図書館の来館者及び、中央図書館についてのみアンケート用紙をえび～にゃハウス、かしわ台連絡所でも配布した。有効回答数は682件だった。男女半々で、年齢は偏りなくアンケートを回収することができた。

●中央図書館について

総合満足度について。「大いに満足」「満足」を併せて約 80%となっており、個別満足度の上位 3 件は「年中無休であること」「一日の開館時間」「館内の居心地」だった。一方「座席・閲覧席の数」「本棚からの資料の探しやすさ」「図書の分類方法」については満足度がやや低いという回答が得られた。これらのことより、優先改善項目として①座席数の拡大②本・AV 資料の探しやすさ向上③図書の分類方法の周知が挙げられた。ある一定の評価を頂いている①居心地の良さ②カフェと販売本と図書が楽しめる③スタッフの接遇については、今後も維持継続したい。

改善について。優先改善事項として挙げた①～③について、具体的にどのような改善を行ったか報告する。

①座席の改善について

座席・閲覧席の数については、利用時間帯や利用者の年齢層で意見が異なる。昼間は中高年の利用が多く、夕方からは学生や若者の利用が多い。座席に関して、今年度 20 席増席し、さらに時間制席の導入を行った。時間制は 8 月中旬から実施しており、6 か月経過時点で定着が見られている。

②本・AV 資料の探しやすさ向上について

AV 資料については、2015 年 10 月の時点で、棚 2 つに 2000 枚を開架にし、閉架書庫に 3000 枚保管していた。その後 2016 年 4 月に配架の見直しを行い、書庫分も全て開架書架に出し、5000 枚が利用者の目に留まるように改善した。しかし、6 棚 5000 枚になったことで探すのが大変になってしまった。そこで今年 1 月より、利用者が探しやすく、戻しやすいように「背ラベルシール」の貼り付けを行った。これにより資料の定位置化が図れるようになった。さらに 2 月 21 日から、探しやすくするためにシステム変更を行う。館内の配架図も、ゴールデンウィークを目標にジャンル名だけでなく棚番号の情報を入れ込めないかと検討している。現在、検索機では請求番号が表示されるようになっているが、新システムでは「背ラベルシール」も表示できるようになる。これにより、分類が書かれた配架図を見て、棚番号とタイトルで探すだけでなく、分類と棚番号が書かれた配架図を見て、背ラベルシール情報とタイトルをもとに資料を探すことができるようになる。本の探しやすさがぐっとアップする。

③図書の分類方法の周知について

アンケートでは分類方法や本の探しやすさについて「どちらでもない」との回答が 3 割を占めている。満足度の低い項目ほどこの意見が多くなる傾向にあるため、そもそも関心を上げなくてはならない。現在、図書の検索方法について月に 2 度講座を実施している。しかし利用者は毎回 3 名程度に留まっている。スタッフ接遇の満足度が高いため、もっと強みを活かして多くの方に利用して

もらえるようにしていきたい。これからも利用者からの声を広く伺っていきたい。

委員：アンケートは1年毎ではなく、半期に1度など頻繁に行ってはどうか。
指定：改善案を検討している。ダイナミックな変化も大事だが、2年目を迎え、小さな声を受けての改善が大事と思っているところである。

●有馬図書館について

高い評価を頂いた項目は「館内の居心地」「本棚からの資料の探しやすさ」「図書の分類方法」「スタッフの対応」。利用者から「館内の雰囲気落ち着いている」「居心地が良い」「スタッフの対応が丁寧で親切」との意見を頂くことが多い。居心地の良さにつながる落ち着いた環境や書架構成を維持していきたい。また、スタッフに多くの研修を実施しているので、よりいっそうのスタッフ待遇レベルの向上を目指していきたい。

課題となる項目は「雑誌の種類」「図書資料の数や種類」だった。このことについては図書購入予算の見直しを行うことと、新刊図書の見せ方を工夫すること等が考えられるが、図書館の予算もキャパシティも限りがあるので、限られた予算の中で最大の効果をあげるよう検討しているところである。これとは別に、自動貸し出し機の利用率の低さも課題の一つとして図書館では考えている。現在自動貸し出し機利用率は36%。カウンターで借りたい利用者さんも多いが、専門的な対応を必要としている利用者もいるため、貸し出しは可能な限り自動貸し出し機を利用していきたい。レファレンスの周知を強化し、できることがもっとあるのだと知ってもらいたい。

「駐車場が満車になる」という意見が寄せられているので、利用者をもっと増やすためには、座席の改善だけではなく30台の駐車場についても考えなくてはならない。長期的に検討していきたい。

●東柏ヶ谷小学校市民図書室について

利用者は東柏ヶ谷小学校近隣住民が多く、ほとんど市民のみの利用となっている。専属スタッフを配置することで、蔵書は少なくとも利用者個々の要望への対応が可能となっている。書籍の予約・取り寄せの相談が多く、「御用聞き」の役割が強い。書籍に対する相談対応が高い満足度につながっていると考えられる。右肩上がりに利用者が増えている。

市民図書室は「大いに満足」「満足」が75%を占めている。日常的に使ってもらえていることがうかがえる。利用者は滞在型の利用よりも、カウンター型の利用が多く、イベントに関しては認知度が高いのに参加したことがない人が多

いので、参加していただけるように工夫していきたい。

有馬図書館も市民図書室も「子どもの教育に必要な場所だと思う」と意見を頂いている。学校支援事業を柱の一つに挙げていることもあるので、今後も地域の図書館として環境整備をしていきたい。

～～質疑応答～～※指定：指定管理者

委員：中央図書館の販売スペースの広さはどのように決めたのか。

指定：販売スペースを置くことは、雑誌等の最新情報を置けるスペースを作り、図書館機能を補完する意図がある。

事務局：目的外使用について、図書館のコンセプトを聞き取り、許可を出した。

委員：勿論、今まで、書籍の場所が分からない時はスタッフの方に案内していただいていた。どんなに忙しそうにしても待たされることなく対応していただいていたのですごく良かったが、これから中央図書館のシステムが新しくなることは嬉しく思う。このシステム更新についてはどのように利用者に周知するのか。

指定：来館した方にお知らせしている状況。ご意見いただきありがたく思う。他の周知方法についても検討したい。

委員：図書館は試験時期に学生が多く利用されている。中央図書館では時間制を導入したが、有馬図書館では導入を検討しているか。

指定：有馬図書館では混雑して席がない状況は発生していないが、利用者が多い場合はコミセンの学習室の案内も行っている。

委員：席が少ないという意見が多いことから、販売スペースを減らすべきではないか。図書館なのだから販売よりそちらに重きを置くべきではないか。スペースを縮小してもいいのではないか。

指定：ある程度柔軟に対応していきたいと思っている。

委員：初回利用時の印象は大きい。そこでスタッフへの満足度が高いということは、努力されているのだと思う。

指定：ありがとうございます。

委員：検索機としてiPadを利用しているが、高齢者は機械に対応できているのか。カウンターで聞きたいという気持ちが強いと思う。迷わずに目的の本までたどり着けるように工夫するべき。

指定：検索機のレシートが出力される場所にレシートの見方を設置している。変更後、内容を更新して設置する予定である。現在は、困っている人をお見かけ次第スタッフが声かけをして対応している。

委員：検索機は何台あるのか。

指定：中央図書館には16台設置している。貸し出し用の端末を入れると約40台ある。

委員：高齢者を大切にしてもらいたい。機械に対して苦手意識のある方が多いと思われるため、図書館利用初心者にはスタッフが検索機での検索から本を借りるまで一連の流れをレクチャーするようにはどうか。週1回の講座ではなく、必ず1度目の利用で実施するなど。

指定：リニューアル後、検索でお困りの方に利用方法についてお声がけを行っていたら「声をかけないでくれ」と意見を頂いた経緯があり、週1回の講座を設けることになった。現在、毎月約1000人の新規利用登録者がいる。今の意見を受けまして、登録の際に初回利用かお尋ねし、説明の必要をその場で確認するよう検討していきたい。

委員：検索機の使い方等、映像を流しておくのも良いと思う。

指定：検討したい。

委員：検索機の使い方講座を始め、図書館を便利に活用できるよう様々な企画をしているのだから、もっと周知すべき。良い内容なのに勿体ない。

指定：タウンニュースおよび広報えびなに掲載してもらっているが、まだ周知しきれていないと感じる部分はある。よく目に留まる場所があれば教えて頂きたい。

委員：流行りの本は多くの方が購入するが、一度読んだら手放される方が多い。ベストセラー本はブームが去った後も読んでみたいと手にされる方もいる。需要がある本については、リスト化して提示すれば寄贈される方が必ずいる。

指定：ベストセラー本等について、そのご意見はとても良いと思います。しかし、書籍が売れなくなってしまうことは、本を書く人に影響が出てくるため、出版業界から図書館業界に「ベストセラー本を寄贈で頼むようなことは遠慮してほしい」と要望書が来ている。申し訳ないがリストを作ることはできない。

委員：中央図書館で4月に予約申し込みをした本が、2月になってようやく手元に届いた。予約を見たところ、まだ50人以上も予約待ちをしている人がいた。どうにか改善することはできないか。

指定：例えば「火花」は250人の予約者がおり、今予約されると2年後に手元に届くことになる。しかし、多くの複本をしてしまうと「貸本屋」に図書館になってしまう。書籍の購入予算と調整しながら選書しているので、予算内で考えさせていただく。

委員：門沢橋小学校の児童は有馬図書館によく来館している。図書館で本を借

りてコミセンで調べ物をする、このような環境は子どもたちにとってとても幸せだと思う。他の地域ではコミセンはあるが図書館はない。図書館までとは言わないが、本に触れられる場としてコミセンに本を置くことはできないか。

事務局：コミセンには図書館の除籍本を優先的に配布している。図書館行政としてコミセンに本を置くことを検討しているところ。

委員：沢山本を持っている方が、その本を図書館に寄贈したい場合はどうするのか。

指定：寄贈頂ける場合、図書館の蔵書と照らし合わせて検討するので、個別相談となる。まずは、相談してもらいたい。

委員：寄贈したいという方の本や除籍本について、本を読みたい人・欲しい人の手にうまく回るような仕組み作りの場として図書館が何かできることはないのか。

指定：寄贈してくださった本の取り扱いについては、全て図書館に委ねている。寄贈本や除籍本のリサイクルは現在年1回行っている。書籍は市の財産なので、リサイクルに出して残ったものについては、専門の業者に引き取ってもらい無駄のないようなルートを設けている。

委員：アンケートではスタッフ満足度が高い。どのような工夫をしているのか。

指定：年2回、匿名のアンケートを行っている。スタッフ自身の満足度や改善点など、定期的に声を拾って改善している。また、接遇研修をレベル別に行っている。

委員：アンケートに回答した方々の内訳はどうなっているか。

指定：アンケートにお答えいただいた方は市内が52.6%、他は県央地域となっている。

委員：海老名市立図書館なのに、ツタヤ図書館と言われるのが嫌な感じがする。海老名に関する取り組みを多く行っているが、具体的な講座やイベントはどういうものがあるか知りたい。

指定：海老名市郷土かるた、大山スタンプラリーに関連したコーナーの設置。海老名を中心に活躍する落語家による落語会。リニューアルオープン当初よりも、海老名市内の人を講師とする講座や、海老名市に関連する事柄を多く取り扱うようになった。「海老名」を発信する媒体としての図書館を意識している。

指定：有馬図書館では、スタッフが実際に海老名市内を歩いて取材したものを展示している。また、泉橋酒造など市内企業の紹介や郷土で活躍している人物の紹介を兼ねた講座を開催している。去年は中央農業高校でつくられた野菜と肉を使つての料理講座を行い、これから行うゴジラ展なども

郷土にちなんでいる。

委員：文化会館や総合福祉会館利用時に、昼食を軽く取るためにスタバを利用しようとするのだが、本を読んでいる人や学習している人が多く、空いている席がない。昼時は席を移動してもらい、回転をよくすることはできないか。

指定：検討したい。

委員：「人に自慢できる場所 17%」となっているが、この数字はどう解釈するべきか。

指定：現在、図書館は1人利用の方が多い。リタイヤ後にAIの勉強をし始めた人、資格を取るべく学習している人、リラックスして本を読んでいる人。地方都市ほど親子での利用が高く、都市ほど個人利用が多い傾向がある。個人利用者の意見として「人に自慢できる場所」がでてきているということは、居心地のいい場所として自分の時間を図書館で過ごす人が多いと捉えられる。

委員：中央図書館はいつも学生が多い。人口は高齢者が多い中、これだけ学生が多く集まるというのは、良い居場所づくりができていると捉えられる。子どもは「シチュエーション」が大事で、映画やドラマで良く写される「カフェで本を積んで勉強する」ことに憧れを持っている。勉強することや本を読むことのきっかけとして、図書館にカフェが入っているのは良いことだと思う。

指定：学生が多く来るのは図書館として本に親しみを持ってもらえて嬉しいことと思っている。ただ、図書館はパブリックスペースなので、いろいろな人、いろいろな世代が気持ちよく利用できるよう、閲覧室で学習している方には声がけしているし、フロアによって色分けを行っている。

委員：郷土かるたや古墳など、子供たちは知らないまま大きくなっている。図書館や学校で郷土特集をしてもらいたい。図書館は今とても注目されているので、図書館を通じて海老名をもっとアピールしてもらいたい。

指定：学校との連携を検討したい。

(3) その他

委員：海老名市以外の図書館について聞きたい。

指定：日本の図書館は現在 3261 館ある。図書館は増えているが、資料費が減っているというデータがある。これと同様に、書籍の販売数も減少している。図書館が活発にならなくては書籍の販売も上がらないととることができる。海老名市の書籍購入予算は、他の市と比較して高い水準にあるが、日本では年間約 7 万冊書籍が発行されているので、全て購入するこ

とはできないため、厳選している。同規模人口での図書貸し出し数は1位が愛知県の稲沢市で、海老名市は19位となっている。

リニューアル以後を振り返ると、来館者数・登録者数が増加している。このことから、図書館に対する興味関心が増えていると捉えることができる。また、初めて海老名市で「調べる学習コンクール」が開催された。さらには、海老名市民の作品もコンクールで優秀作品に選ばれた。

今後の図書館は、全国的に複合施設化やカフェの併設が見込まれている。例えば、つがる市立図書館はイオンモール内に開設され、施設内にカフェが設置されている。また、図書館の企画する講座も、純粹に書籍の紹介だけではなく、地域の農業支援や、最近関心の高い健康をテーマにしたものなど、より多くの利用者を対象としたものが増えている。さらに、障がい者差別解消法への取り組みとして、音読できる電子書籍のサービスが検討されている。

海老名市立図書館では、全国の図書館の事例を参考に、良い部分を取り込んで、更に進化した図書館にしていくべく検討を重ねている。

以上。

平成28年度 第6回 海老名市社会教育委員会議内容

日時：平成29年2月17日（金）

14：00～16：00

場所：海老名市役所7階 703会議室

【出席者】

委員	植松慶子、栗山明郎、佐藤よし江、三部雅世、 塩地ひとみ、森田壽、山田信江
事務局	伊藤教育長、岡田部長、金指次長、江成参事、小林課長、西海主幹、 押方係長、和田主幹、仲戸川主幹、古賀主査、谷田主事補

【議事】

（1）報告事項

- ①文化スポーツ事業報告
- ②文化財事業報告
- ③学び支援関係事業報告

（2）協議事項

- ①第三次海老名市子ども読書活動推進計画
- ②平成29年度社会教育関係団体への補助事業

（1）

①文化スポーツ事業報告（文化振興事業、スポーツ振興事業、等）

～質疑応答～

委員：「高度スポーツ誘致事業」にある「〇〇クリニック」とは。

事務局：指導教室のことを最近「クリニック」と呼んでいる。クリニックとは初心者向けの教室ではなく、既にその種目に関わっている者で、より技術力を高めるために行う教室のことを指す。

委員：ビナスポを利用しているが、そのときに市民の方から「プールの監視員は誰がやっているか知っていますか」と声をかけられた。話を聞くと「今日プールを利用したが、プール監視員が30分もプールを見ていなかった。高齢なので何かあったらと思うと怖い。」とのこと。こういった方がビナスポの監視員を行っているのか聞きたい。

事務局：コナミに委託している。監視に関しては国の指針があるため、最低限遵守されているはず。今の話が本当ならば由々しき事態なので、すぐに確認する。

委員：各事業の予算額を示してもらいたい。

事務局：資料の示し方を検討する。

②文化財事業報告（温故館維持管理、文化財保護、文化財活用、埋蔵文化財調査、文化財保存整備、市史編纂、等）

～質疑応答～

委員：市指定文化財及び無形文化財などへの助成支援について、はやし保存連絡協議会が挙げられている。これは婦人会も参加しているもので、文化の維持保存に大切なものだと思う。このはやし保存連絡協議会への支援は、はやし叩き初めのみに行っているのか。

事務局：はやし叩き初めは福祉会館で開催され、約 700 名が来場した。はやし保存連絡協議会への支援は、そこに至るまでの費用も対象としている。各はやし連は地域ごとに活動しており、地区によっては神社や自治会、子ども会からの補助もあると思う。

委員：文化財活用事業にある史跡散策はどこを訪ねたのか。

事務局：史跡散策は「海老名のみほとけを訪ねる」をテーマとし、4 回実施した。岩船地蔵、上河内自治会館の十二神将、相模原市宋祐寺の曼荼羅や烏山用水等。普段目にしても、何かわからないまま通り過ぎてしまう史跡を解説しながら廻った。各回とも盛況だった。

委員：「ウォーキングガイドブック海老名歴史さんぽ」について現在校正中とあるが、いつ刊行されるのか。いくらか。

事務局：3 月刊行予定。A5 サイズ 200 円の予定。えび～にゃハウス等での販売を検討している。

委員：楽しみにしている。

③学び支援関係事業報告（家庭教育学級、えびなっ子スクール、まなびっ子、あそびっ子クラブ、いきいきセミナー、成人式）

～質疑応答～

委員：家庭教育学級について、最近では子どものスマホ利用について話題が多いが、そのような講座も行っているのか。

事務局：どの学校もスマホ講座を行っている。警察や企業に来てもらっている。

委員：スマホをうまく利用できている子どもは、勉強に役立てたり自分の為に使えている。しかし使い方指導をしても使い方がダメな子はダメなまま。スマホの使い方は、買い与える保護者が良く考えるべき。

委員：機会があって東京大空襲の話聞いた。初めて戦争体験談を聞いた。話を聞いて、海老名の子供達にも生の声を聴かせたいと思った。戦争経

験者は高齢化が進み、いずれ聞けなくなるだろう。海老名市ではこのような機会を設けているのか。

委員：かながわ県民センターでも平和の集いを婦人会で行っているが、参加してくれる子供は少ない。たまに学童で訪れることもあるが、もっと聞いてもらいたい。

事務局：既の実施している。希望する学校が海老名市内の団体に依頼して戦争体験談を公演して頂いている。しかし、やはり高齢化の影響もあり、数が減ってきている。

委員：あそびっ子クラブについて、指導員が救急法講習を受けているが、実際に学校でAEDを使用したことはあるか。

事務局：1件ある。しかし、小学生ではなく、小学校にいらしていた高齢の方に対して。

委員：アレルギー対策等は何かしているか。海老名市内では入学時に全児童生徒についてアレルギーに関するアンケートを実施している。アレルギーがある場合給食の変更などを行っている。

委員：いきいきセミナーについて、参加者は市内の方が多いのか。

事務局：申込時に聞き取りをさせていただいており、参加者は全員市内の方となっている。

委員：この事業は俗にいう市民大学というものか。

事務局：市民協働部と調整中である。来年度から教育委員会では市民講座として開催していきたいと検討している。

(2) 協議事項

①第三次海老名市子ども読書活動推進計画

～質疑応答～

委員：キッズライブラリーは非常に良いと思う。未就学児の成長段階に合わせて本を設置しているのも良い。就学後はどうするのか。小学生は学年ごとの推奨コーナーなど作ったりするのか。

事務局：キッズライブラリーでは年輪のように本棚が設置されており、中心部分の幼児向けのもから外側に行くにつれて対象年齢があがるようになっている。小学生も調べ学習ができるように壁際に図書が配架されている。

委員：ブックスタートはどのようなものか。

事務局：その場で読み聞かせを数冊行い、そこから一冊選んでもらいプレゼントする。

委員：親に読み聞かせの指導も行っているのか。

事務局：ブックスタートの会場で読み聞かせの姿をみせていることと、対象年齢毎に書籍リストをお渡ししている。

委員：図書館で「こうやったら本好きの子供に育つ」という提示をしてもらえると良いと思う。

委員：門沢橋小学校は有馬図書館が近くにあるので多くの本に触れられるが、他の市内小学校はどのような状況なのか。

事務局：海老名市は全国平均と同じ程度の蔵書率。しかし、図鑑など資料が古くなっているものが多くあるので、冊数を増やすよりも、新しい情報の書籍に変えることがより必要だと感じている。ちなみに理想とされる蔵書率にすると、図書室の閲覧スペースだけではなく足の踏み場までなくなる。スペースに応じて新しい本を入れられるよう検討していきたい。

委員：他市では学校図書館に新聞が置いてあったり、各教室に新聞を入れているようだ。海老名市でも授業で使えたり、子どもが新聞に触れられるようにしたら良いのではないか。

事務局：子ども新聞を入れたり、企業が新聞の読み方講座をしてくれるという話はいただいているところで、将来的には導入の流れになる可能性もある。ご意見ありがたく検討させていただく。

②平成 29 年度社会教育関係団体への補助事業（非公開事件）

委員全員：了承

閉会

報告第4号

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定に関する「意見の申し出」について

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し、別紙のとおり意見を申し出たので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定について、教育長が代理して、意見を申し出たため

条例の制定に関する「意見の申し出」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたが、急施を要したことにより、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第2項の規定により報告する。

1 意見を求められた条例

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例

2 制定理由

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会を設置し、海老名市学校施設再整備計画の策定に係る必要な調査及び検討を行うため

3 海老名市長からの文書

別紙（写）のとおり

4 海老名市長への申し出文書

別紙のとおり

5 教育長が臨時代理をした理由

文書法制課より、教育委員会からの意見の申し出を受けてから、「海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例」の制定の起案をするため、議会日程から逆算すると、至急に回答願いたいとのこと。

議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関することは、教育委員会が決定する事項の一つだが、条例の制定については2月6日開催の教育委員会臨時会で意思決定されていること、また、臨時教育委員会を開催する時間がないことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理して決定し、執行した。

海教総収第 569 号
平成 29 年 2 月 8 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



条例の制定に関し意見を求めることについて

このことについて、下記の条例を制定するため、平成 29 年第 1 回海老名市議会定例会に原案のとおり上程することに異論ありません。

記

- 1 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例

事務担当：教育総務課総務係
魚谷(内線 657)

平成29年2月7日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



条例の制定に関し意見を求めることについて

このことについて、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例を制定するため、平成29年第1回海老名市議会定例会に別紙のとおり上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

議案第 号

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の制定について

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例を別紙のとおり定める。

平成29年2月24日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会を設置し、海老名市学校施設再整備計画の策定に係る必要な調査及び検討を行うため

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老朽化が進む校舎の長寿命化とともに、少子化や学校施設のあり方に対応した施設の再編成などを考慮した具体的な再整備計画を定めるため、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、海老名市学校施設再整備計画の策定に際し、必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者
- (2) 学識経験を有するもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 任期途中で辞職等をした委員に代えて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 地震災害警戒本部員の項の次に次のように加える。

学校施設再整備計画策定検討委員会委員	日 額	8,700。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者については、6,000を加算する。
--------------------	-----	---

新（改正案）		旧（現行）	
海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例		海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（第2条関係）（略）		別表第1（第2条関係）（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
職	名	支給区分	金額
政策研究員の項～国民保護協議会委員（専門委員を含む。）の項（略）			
地震災害警戒本部員		日額	8,700
学校施設再整備計画策定検討委員会委員		日額	8,700。ただし、大
			学教授若しくは准教
			授又はこれに類する
			職にある者について
			は、6,000を加算す
			る。
奨学生選考委員会委員		日額	8,700
以下（略）			
			以下（略）

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第9号

海老名市立今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷
小学校用地の一部所管替えについて

別紙のとおり、海老名市立今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ
谷小学校用地の所管替えについて、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷小学校用地を所管替
えすることについて、教育委員会としての意思を決定したいため

今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校及び柏ヶ谷小学校 用地の一部所管替えについて

1 議案の趣旨

今泉小学校・有馬小学校・有馬中学校の学校敷地で現況は道路と使用されている箇所があったため、分筆をし、「公衆用道路」として登記簿の地目変更を行いました（別添図面（1）～（3））。

また、柏ヶ谷小学校の学校敷地については、平成 21 年度に学校敷地内に市道が通っていたことから市道の付け替えが行われた際に飛び地となり、急斜面で相模鉄道かしわ台駅と隣接していることから、学校用地として活用はできない状態です（別添図面（4））。

なお、学校施設台帳上の敷地は所管替えを行いたい部分は含まれておりません。

このようなことから、教育財産である今泉小学校ほか 3 校の学校用地の一部を所管替えすることについて、教育委員会としての意思を決定したいものです。

2 所管替えについて

（1）今泉小学校

上今泉字杓形 1937 番 2 ほか 7 筆
所管替え先 道路管理課

（2）有馬小学校

中河内字旭 1744 番 1 ほか 9 筆
所管替え先 道路管理課

（3）有馬中学校

本郷字上谷津 4578 番 6 ほか 11 筆
所管替え先 道路管理課

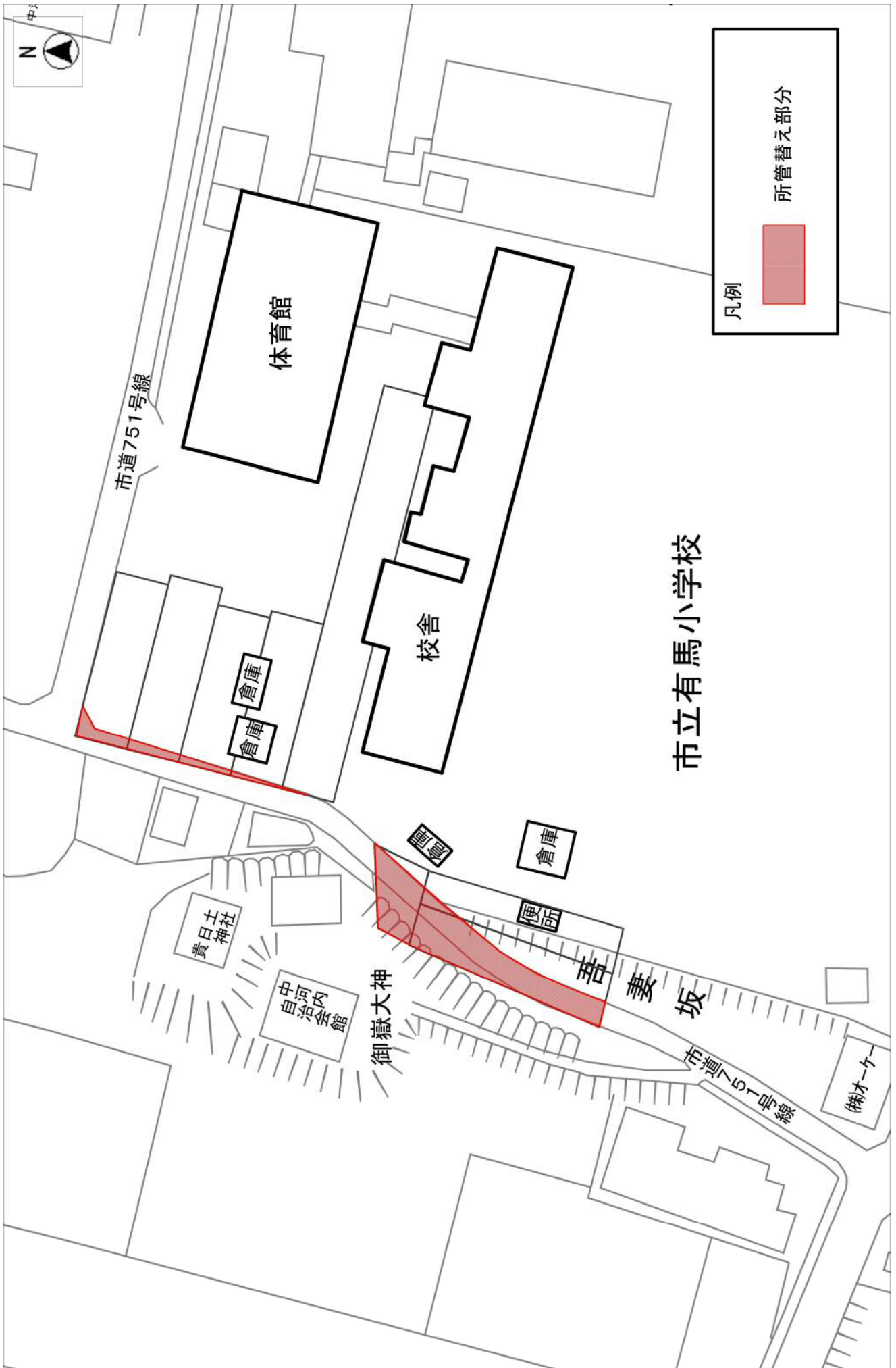
（4）柏ヶ谷小学校

柏ヶ谷字長ヲサ 1096 番 3 ほか 1 筆
所管替え先 施設管理課

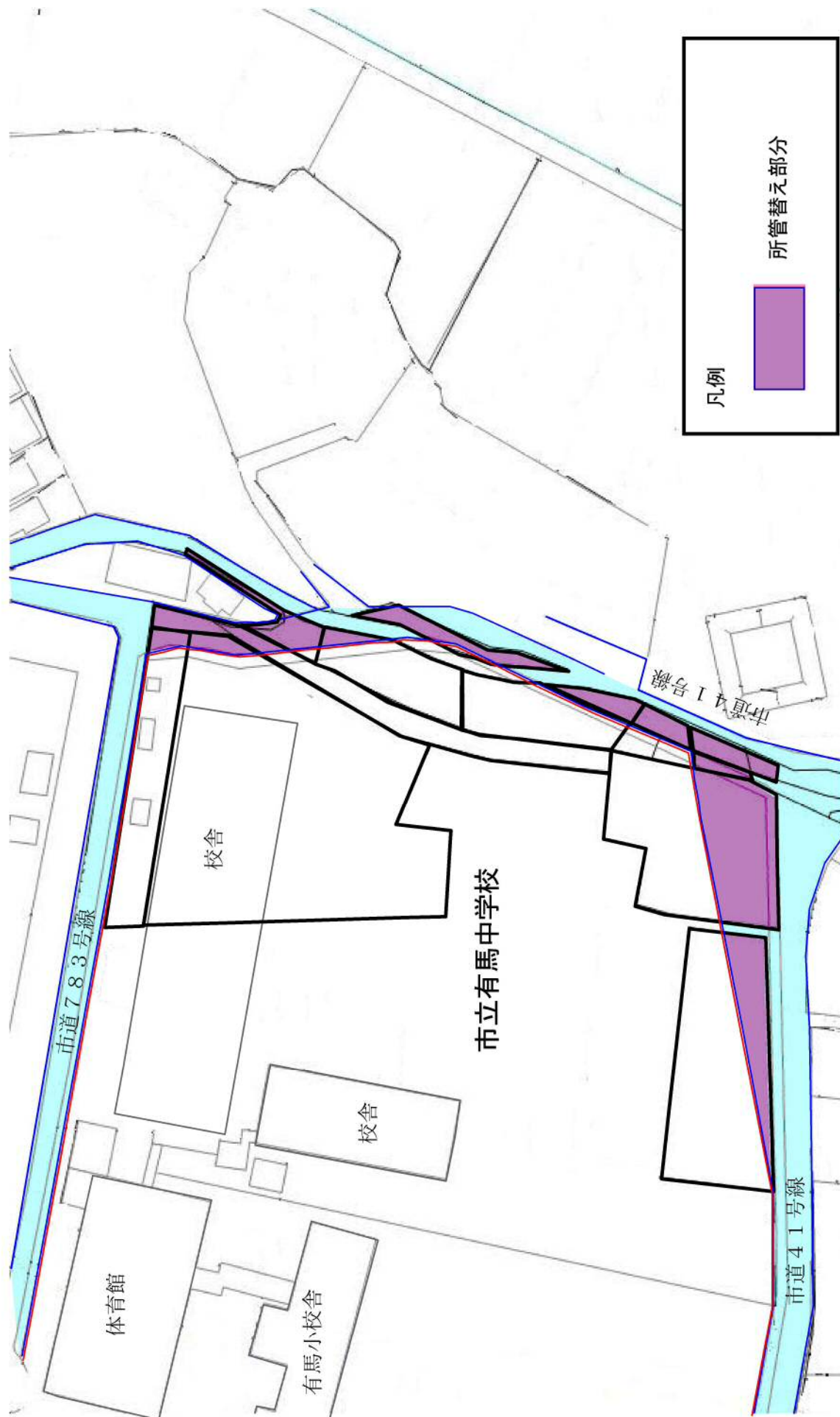
(1) 今泉小学校



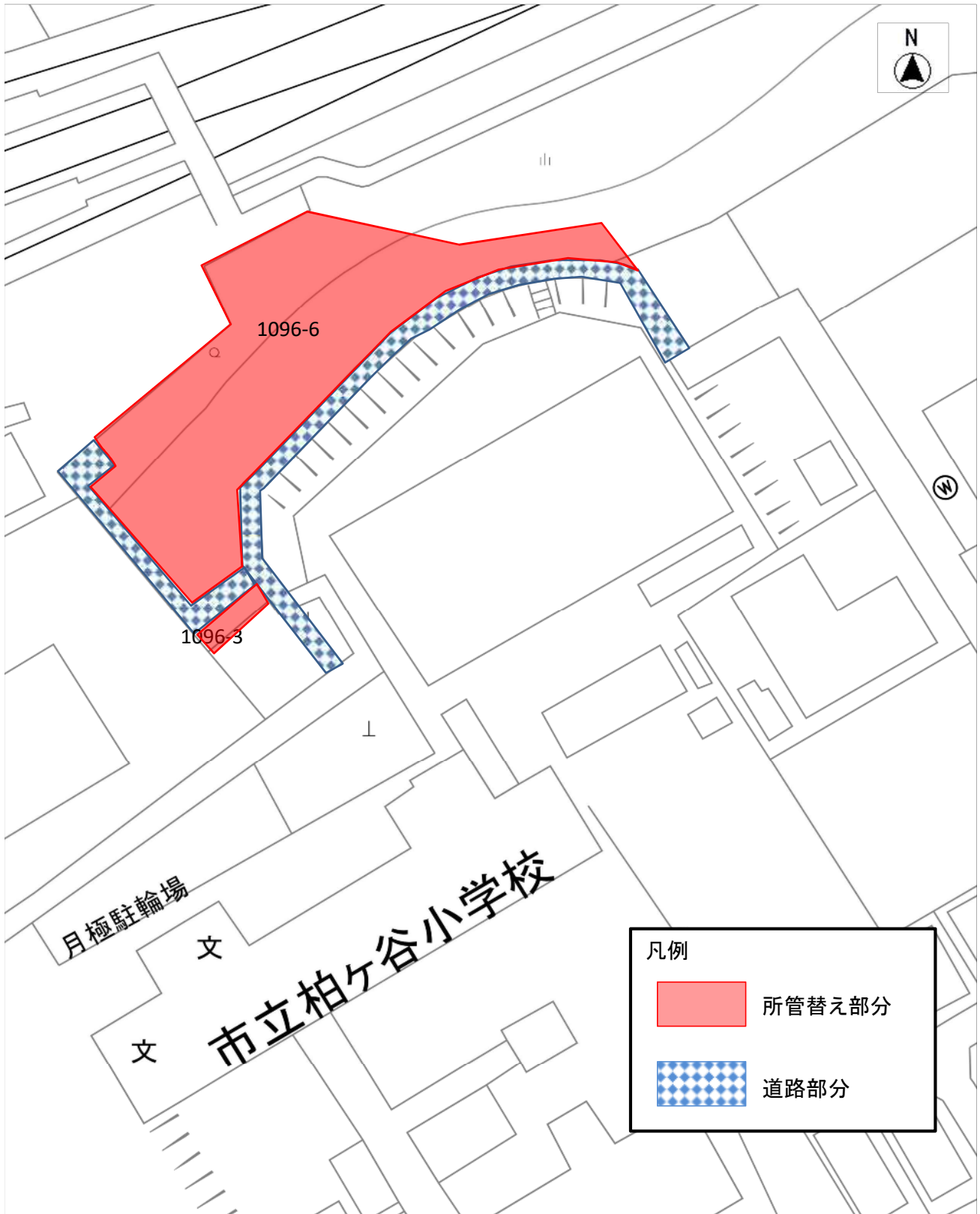
(2)有馬小学校



(3)有馬中学校



(4) 柏ヶ谷小学校



議案第10号

第三次海老名市子ども読書推進計画について

別紙のとおり、第三次海老名市子ども読書推進計画の策定について、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

第三次海老名市子ども読書推進計画を策定したいため

第三次海老名市子ども読書活動推進計画（案）について

1. 目的 子どもが読書に親しみやすい環境を整えることにより、海老名の将来を担う次代の人材を育成する一環として、家庭・地域・学校等で読書活動に取り組むことのできる読書環境づくりに努めるために、平成 19 年度に「海老名市子ども読書推進計画」を策定しました。

その後、子どもの読書活動を取り巻く社会情勢や国の関連法整備状況、教育諸施策の変化に合わせ、改訂をしながら継続して計画を立てて推進しています。

2. 推進計画の位置づけ

「第三次海老名市子ども読書活動推進計画」は、「第二次海老名市子ども読書活動推進計画」に引き続き、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして策定します。

3. 期間 この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

4. 冊子 別冊参照

「第二次海老名市子ども読書推進計画」を基にし、教育諸施策等をふまえ、加除修正をしました。なお、加除修正した箇所は、下線を引いた部分です。

3. 策定までの今後の予定

	月 日	内 容
1	2 月 2 日	校長会で提案
2	2 月 17 日	社会教育委員会議（海老名市図書館協議会）で協議
3	2 月 27 日	内容について最終協議
4	3 月 10 日	定例教育委員会で承認
5	4 月 17 日	学校図書館担当者会で説明

議案第11号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

各課等の所掌事務の見直しに伴う所要の措置

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則

2 改正理由

各課等の事務分掌の見直し等に伴う所要の措置

3 改正内容

※主な改正点

①課及び係等の事務分掌の改正

②附属機関の追加及び所管機関の変更

※別紙改正文及び新旧対照表のとおり

4 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則
第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育総務課の部総務係の項中「県費負担教職員」を「教職員」に改め、
同表就学支援課の部就学支援係の項中「県費負担教職員」を「教職員」に改め、同項
に次の1号を加える。

（9）奨学金に関すること。

別表第1 就学支援課の部保健給食係の項に次の1号を加える。

（5）保健・安全・食育の指導に関すること。

別表第1 教育支援課の部指導係の項中「及び同和教育」を削り、「体育・保健・
安全・食育の指導」を「学校ICT」に改め、第8号を削り、第9号を第8号とし、
同表学び支援課の部学び支援係の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを
1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

（1）社会教育委員の会議に関すること。

別表第1 学び支援課の部学び支援係の項に次の1号を加える。

（6）奨学金返還支援業務に関すること。

別表第1 学び支援課の部若者支援室の項中「青少年施策」を「若者相談」に改め、
同項に次の2号を加える。

（2）社会教育講座に関すること。

（3）成人式に関すること。

別表第2 海老名市奨学生選考委員会の項中「教育支援課」を「就学支援課」に改
め、同表に次の2項を加える。

海老名市いじめ	いじめ防止等に関する組織及び	教育支援課
---------	----------------	-------

問題対策連絡協 議会	団体の連携を図ること。	
海老名市いじめ 対策調査会	いじめにより重大事態が発生した 場合の調査を行うこと。	教育支援課

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年10月1日教委規則第1号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）			旧（現行）		
海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則			海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則		
第1条から第3条まで 略			第1条から第3条まで 略		
（課の事務分掌）			（課の事務分掌）		
第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。			第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。		
（附属機関）			（附属機関）		
第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。			第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。		
第6条から第12条まで略			第6条から第12条まで略		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事 (2) 儀式、表彰及び渉外に関する事 (3) 教育行政の企画調整及び相談に関する事 (4) 規則等の公布に関する事 (5) 事務局、学校その他の教育機関の職員 （ <u> </u> 教職員を除く。）の人事に関する事 (6) 公印の管理に関する事 (7) 部の庶務及び調整に関する事 (8) 部内の事務分掌の調整に関する事 (9) 総合教育会議に関する事	教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事 (2) 儀式、表彰及び渉外に関する事 (3) 教育行政の企画調整及び相談に関する事 (4) 規則等の公布に関する事 (5) 事務局、学校その他の教育機関の職員 （ 県費負担 教職員を除く。）の人事に関する事 (6) 公印の管理に関する事 (7) 部の庶務及び調整に関する事 (8) 部内の事務分掌の調整に関する事 (9) 総合教育会議に関する事
	施設係	(1) 教育施設の設置に関する事 (2) 教育財産の管理に関する事 (3) 学校施設の開放事業に関する事		施設係	(1) 教育施設の設置に関する事 (2) 教育財産の管理に関する事 (3) 学校施設の開放事業に関する事

	文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関すること。 (2) 史跡地の整備及び管理に関すること。 (3) 郷土資料館に関すること。 (4) 郷土芸能及び郷土資料に関すること。 (5) 市史編さんに関すること。 (6) 市史資料の調査及び収集に関すること。 (7) 歴史資料収蔵館に関すること。 			文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関すること。 (2) 史跡地の整備及び管理に関すること。 (3) 郷土資料館に関すること。 (4) 郷土芸能及び郷土資料に関すること。 (5) 市史編さんに関すること。 (6) 市史資料の調査及び収集に関すること。 (7) 歴史資料収蔵館に関すること。 	
就学支援課	就学支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) _____教職員の任免その他人事に関すること。 (2) _____教職員の栄典に関すること。 (3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。 (4) 学校の組織編成に関すること。 (5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。 (6) 就学援助に関すること。 (7) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。 (8) 小中学校との連絡に関すること。 <u>(9) 奨学金に関すること。</u> 		就学支援課	就学支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の任免その他人事に関すること。 (2) 県費負担教職員の栄典に関すること。 (3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。 (4) 学校の組織編成に関すること。 (5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。 (6) 就学援助に関すること。 (7) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。 (8) 小中学校との連絡に関すること。 	
	保健給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の健康管理に関すること。 (2) 学校給食の運営、管理に関すること。 (3) 食の創造館に関すること。 (4) 学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関すること。 <u>(5) 保健・安全・食育の指導に関すること。</u> 			保健給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の健康管理に関すること。 (2) 学校給食の運営、管理に関すること。 (3) 食の創造館に関すること。 (4) 学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関すること。 	

教育支援課	指導係	<p>(1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。</p> <p>(3) 教育資料の整備及び活用に関すること。</p> <p>(4) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(5) 人権教育<u> </u>に関すること。</p> <p>(6) <u>学校ICT</u>に関すること。</p> <p>(7) 教育の調査、研究に関すること。</p> <p><u>(8)</u> その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</p>
	支援係	<p>(1) 児童生徒指導に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(3) 教育支援センターに関すること。</p>
学び支援課	学び支援係	<p><u>(1) 社会教育委員の会議に関すること。</u></p> <p><u>(2)</u> 社会教育に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 放課後児童健全育成に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 図書館に関すること。</p> <p><u>(6) 奨学金返還支援業務に関すること。</u></p>
	若者支援室	<p>(1) <u>若者相談</u>に関すること。</p> <p><u>(2) 社会教育講座</u>に関すること。</p> <p><u>(3) 成人式</u>に関すること。</p>

教育支援課	指導係	<p>(1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。</p> <p>(3) 教育資料の整備及び活用に関すること。</p> <p>(4) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(5) 人権教育<u>及び同和教育</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>体育・保健・安全・食育の指導</u>に関すること。</p> <p>(7) 教育の調査、研究に関すること。</p> <p><u>(8) 奨学金に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</p>
	支援係	<p>(1) 児童生徒指導に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(3) 教育支援センターに関すること。</p>
学び支援課	学び支援係	<p><u>(1)</u> 社会教育に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 放課後児童健全育成に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 図書館に関すること。</p>
	若者支援室	<p>(1) <u>青少年施策</u>に関すること。</p>

別表第2（第5条関係）

名 称	主 な 所 掌 事 務	所管機関
海老名市文化財 保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する 事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議 を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん 審議会	市史編さん事業の基本方針及び事 業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選 考委員会	奨学生としての適否の審査を行う こと。	<u>就学支援課</u>
海老名市教育支援 センター運営協議 会	教育支援センターの運営に関する 調査審議を行うこと。	教育支援課
<u>海老名市いじめ問 題対策連絡協議会</u>	<u>いじめの防止等に関する組織及 び団体の連携を図ること。</u>	<u>教育支援課</u>
<u>海老名市いじめ対 策調査会</u>	<u>いじめにより重大事態が発生した 場合の調査を行うこと。</u>	<u>教育支援課</u>

別表第2（第5条関係）

名 称	主 な 所 掌 事 務	所管機関
海老名市文化財 保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する 事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議 を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん 審議会	市史編さん事業の基本方針及び事 業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選 考委員会	奨学生としての適否の審査を行う こと。	<u>教育支援課</u>
海老名市教育支援 センター運営協議 会	教育支援センターの運営に関する 調査審議を行うこと。	教育支援課

議案第12号

海老名市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消
の推進に関する職員の対応について

海老名市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する
職員の対応について、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応の方向性を
定めたいため

海老名市教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応について

1. 理由

平成 28 年 4 月 1 日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が施行されたことに伴い、市教育委員会の教職員の対応について方向性を定めたいものです。

また今後は、その方向性に基づき、障がい者の差別解消に係る、基本的な事項を規定する、教職員向けの対応要領を、教育委員会として策定するとともに、合理的配慮に向けての具体的事例等を示す留意事項を規定して、より一層の適切な対応に努めていきたいものです。

障害者差別解消法で目指す社会（同法は、平成 25 年 6 月 26 日公布、28 年 4 月 1 日施行）

◆ 「不当な差別的取扱い」の禁止

⇒ 正当な理由なく、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することを禁止

◆ 合理的配慮の提供

⇒ 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要しているとの意思が伝えられたとき、可能な範囲で対応すること。

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

【参考】

●国の動き

障害者権利条約批准（H26. 1）⇒障害者差別解消法に基づく、政府としての基本方針の策定（H27. 2. 24）⇒文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（H27. 11. 26）⇒文部科学省職員のための対応要領の策定（H27. 12. 25）⇒障害者差別解消法施行（H28. 4. 1）

●県の動き

県職員全体に係る要領を知事部局で策定、教育分野に携わる職員に係るものについては、教育委員会人事企画課で策定（H28. 4. 1）

●市長部局

管理職向けの研修を実施（H28. 2. 3）⇒職員向けの対応要領策定（H28. 8. 16）

海老名市教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（案）

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に属する職員（海老名市立小中学校（以下「学校」という。）に属する職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施に関し必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

（留意事項）

第4条 職員は、前2条に規定する事項に関して、別に定める留意事項に留意しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上及び学校においては教頭職以上の地位にある者(以下、「監督者」という。)は、第2条及び第3条に規定する事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員は、正当な事由がないにもかかわらず、障がい者に対する差別的取扱いを繰り返した結果又は実施に伴う負担が過重でないにもかかわらず、障がい者に対して必要かつ合理的配慮の不提供を繰り返した結果、当該障がい者が著しい権利利益の侵害を受けたと認められる場合は、その態様等に応じて、懲戒処分等に付されることがあることに留意しなければならない。

(相談体制の整備)

第7条 職員による障がいを理由とする差別に関し、障がい者及びその家

族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、海老名市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）に相談窓口を置く。

- 2 前項の相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応しなければならない。
- 3 職員が事務又は事業を行うに当たり生ずる第2条及び第3条に規定する事項に関する疑義等に的確に対応するため、教育支援センターに相談窓口を置く。
- 4 第1項及び前項の相談窓口に寄せられた相談等は、教育部長に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用する。
- 5 第1項及び第3項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努める。
（研修・啓発）

第8条 教育委員会において、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対して、障がいの特性理解及び障がい者への適切な対応等を目的とした研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対して障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項を理解させるため及び新たに監督者となった職員に対して障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割を理解させるため、それぞれの職員に対し、研修を実施する。
- 3 前項の研修に係る内容、回数等は、教育委員会が定める。

附 則

この対応要領は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

海老名市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項（案）

1 作成の目的

教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条の規定に基づき、職員が留意する事項を定める。

なお、本留意事項中に記載している内容は、それを実施しないことをもって障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に必ずしも反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第4条の基本的な理念及び法の目的を踏まえた対応を図るものとする。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応の基本的な考え方

教育委員会は、すべての市民を対象に「しあわせをはぐくむ教育のまち海老名」という「海老名市教育大綱」の理念に基づき、また、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う共生社会の実現に向けて、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、障がい者の活動を制限し、社会の参加を制約している社会的障壁（社会的障壁とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における様々な事柄や物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去に努めるものとする。

3 不当な差別的取扱いの禁止（第2条関係）

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・

時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。従って、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

（２）正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者及び必要

に応じて障がい者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、3(2)で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、以下の具体例はあくまでも例示であり、記載されているものだけに限らないことに留意する必要がある。なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供、情報提供等を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁や来校の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障がいを理由に社会教育施設等やそれらのサービスの利用をさせない。
- 障がいを理由に学校への入学、授業等への参加、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

4 合理的配慮の提供（第3条関係）

（1）合理的配慮の基本的な考え方

ア 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障

がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第6 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につなげること。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意志表明のみではなく、知的障がいや精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めること。

エ 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して、事前に行われる建築物

のバリアフリー化、家族、支援者、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めること。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者及び必要に応じて障がい者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明し、理解を得るよう努めること。

(要素等)

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

(3) 合理的配慮の具体例

4 (1) で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

また、記載した具体例については、(2) で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

ア 主として物理的環境への配慮に関するもの

- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をする、段差に携帯スロープを渡す、移動の支援等の補助や、スロープがある移動経路を案内などする。
- 配架棚の高いところに置かれた図書やパンフレット等を取って渡す。図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内をする場合は、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（前後・左右・距離等）について、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合は、会場や教室の座席位置を出入り口付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった場合は、別室の確保が困難である場合に、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を置くなど、臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

- 災害や事故が発生した際に、施設内の放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きボード等を用いて、分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図る。
- 移動に困難のある児童・生徒の介助者のための駐車場を確保したり、通常使用する教室をアクセスしやすい場所とする。
- 聴覚過敏の児童・生徒のために教室の机・椅子の脚等に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童・生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

イ 主として人的支援の配慮に関するもの

- 家族、支援者、介助者等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、校内での待機を許可する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 学校、社会教育施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障がいに配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、使用している媒体によってページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

- ホームページなどで情報発信する場合は、音声読み上げソフトや点訳等に対応できるよう、テキスト（html形式等）での提供や、動画に字幕を付すなどアクセシビリティに配慮する。
- ホームページなどで動画を配信する場合は、できる限り字幕と手話通訳者の映像を付与する。
- 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合は、代読や代筆と言った配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的にわかりやすく説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 教育委員会が設置する会議に所属する視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する場合は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいや精神障がい（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）等のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。
- 知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）等から発言等を求める場合は、時間に余裕を持つなどの対応を行う。

- 教育委員会が主催する全ての会議、セミナー等において一般の方が参加・傍聴できるものについては、手話通訳者や要約筆記者等を配置したり、点訳やルビ付き資料等を提供するよう努める。特に、広報等で手話通訳者等が設置される旨を掲載した場合には、参加者の中に対象となる障がい者が事前に確認できない場合も手話通訳者等の設置を行うよう努める。
- 通知等に記載する問い合わせ先に、電話番号だけでなく、ファクシミリ番号等を記載する。
- 言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童・生徒に対し、絵や写真のカード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童・生徒のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与える。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 障がい者の特性に応じて、順番を待つことが困難な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 障がい者が立って列に並んで順番を待っている際に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者及び介助者等と相談の上、順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン、手話通訳者、黒板等に近い席を確保する。また、スクリーンの配置については出席者の状況に十分配慮する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- 教育委員会が管理する施設の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合は、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合は、緊張を緩和するため、当該障がい者及び介助者等と相談の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者、介助者等の同席を認める。
- 社会教育施設等において、移動に困難のある障がい者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障がい者の希望に応じて、安全の確保をした上で、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。
- 定期試験において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、別室での対応、試験時間の時間延長、拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- 聞こえにくさのある児童・生徒に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- 障がいにより学習内容の習得が困難な児童・生徒に対し、障がいの状態や教育的ニーズに応じて、分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童・生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- 日常的に医療ケア等を要する児童・生徒に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的支援を受けている介助者等と連携を図り、

個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

- 慢性的な病気等のために他の児童・生徒と同じように運動ができない児童・生徒に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童・生徒に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- 読み・書き等に困難のある児童・生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- 発達障がい等のため、人前での発表が困難な児童・生徒に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形式に困難がある児童・生徒のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。また、心理面で配慮を要する児童・生徒のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。
- 理科の実験などでグループワークができない児童・生徒や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な児童・生徒に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりする。

5 学校における相談体制の整備（第7条関係）

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確

立し、障がいのあるなしにかかわらず、すべての児童・生徒等を対象とし、実態把握や支援方策の検討等を行う。

校長は、支援教育の実施の責任者として、自らが支援教育や障がいに関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、相談体制を整備し、組織として十分に機能するよう職員を指導することが重要である。

相談体制は、校長、教頭、教務主任、教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当教員、特別支援学級・通級による指導担当教員、養護教諭、対象の児童・生徒の学級担任、学年グループのリーダー、その他必要と認められる者で構成し、必要に応じて福祉・医療等の関係機関と連携する。

相談体制を構成する者が、児童・生徒等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明について、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行う。学校と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、教育委員会が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

海老名市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の策定に向けて

日	曜	11月	日	曜	12月	日	曜	1月	日	曜	2月	日	曜	3月
1	火		1	木	校長会 ↑	1	日	元日	1	水	対応要領作成 ↑	1	水	校長会(報告)
2	水		2	金	対応要領(案)作成	2	月	振替休日	2	木	校長会	2	木	
3	木	文化の日	3	土		3	火		3	金		3	金	教頭会
4	金		4	日		4	水	障がい者団体・特別 支援学級担当者へ のヒアリング	4	土		4	土	
5	土		5	月		5	木		5	日		5	日	
6	日		6	火		6	金		6	月		6	月	
7	月		7	水		7	土		7	火		7	火	
8	火		8	木	教頭会	8	日		8	水		8	水	
9	水	対応要領(案)作成	9	金		9	月	成人の日	9	木	教頭会	9	木	
10	木		10	土		10	火		10	金	定例教育委員会	10	金	定例教育委員会(審議)
11	金		11	日		11	水	校長会	11	土	建国記念の日	11	土	
12	土		12	月		12	木		12	日		12	日	
13	日		13	火		13	金		13	月		13	月	
14	月		14	水		14	土		14	火	校長連絡会	14	火	
15	火		15	木		15	日		15	水		15	水	
16	水		16	金		16	月		16	木		16	木	
17	木		17	土		17	火		17	金		17	金	
18	金	定例教育委員会	18	日		18	水		18	土		18	土	
19	土		19	月		19	木	教頭会	19	日		19	日	
20	日		20	火	定例教育委員会	20	金	定例教育委員会	20	月		20	月	春分の日
21	月		21	水		21	土		21	火		21	火	
22	火		22	木		22	日		22	水		22	水	
23	水	勤労感謝の日	23	金	天皇誕生日	23	月		23	木		23	木	
24	木		24	土		24	火		24	金		24	金	
25	金		25	日		25	水		25	土		25	土	
26	土		26	月		26	木		26	日		26	日	
27	日		27	火		27	金		27	月		27	月	
28	月		28	水		28	土		28	火		28	火	
29	火		29	木		29	日					29	水	
30	水		30	金		30	月					30	木	
			31	土		31	火					31	金	

議案第13号

県費負担教職員の人事異動について（非公開事件）

県費負担教職員の人事異動について、別紙のとおり発令したいので、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

県費負担教職員、管理職の定年退職及び人事異動に伴う後任者の推薦並びに人事の刷新を図りたいため

議案第14号

平成29年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について（非公開事件）

海老名市教育委員会に係る非常勤特別職について、別紙のとおり選任し委嘱等したいので、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

任期满了及び辞職する非常勤特別職の後任として、新たに委嘱したいため

議案第15号

就学援助制度関係要綱等の廃止及び制定について（非公開事件）

別紙のとおり、就学援助制度関係要綱等の廃止及び制定について、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

就学援助制度の見直しに伴い新たに要綱を作成したいため

議案第16号

平成29年度ひびきあう教育推進事業費の各校の配分額について（非公開事件）

平成29年度ひびきあう教育推進事業費の各校の配分額について、議決を求める。

平成29年3月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成29年度ひびきあう教育推進事業費の各小中学校の配分額を決定したいため